附　則

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第十五条　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一　略］

二　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［三　略］

［3　略］

（障害の状態等に関する届出）

第十七条　［略］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［二　略］

［3～5　略］

（二級以上の障害の状態にある子等である旧職域加算遺族給付の受給権者等の届出）

第二十一条　［略］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［二　略］

［3～5　略］

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　［略］

［略］

改正前施行規程第百五十七条第一項第四号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）	、当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百五十七条第二項	一月	三月

［略］

（障害の状態等に関する届出）

第三十三条　［略］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［二　略］

［3　略］

附　則

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第十五条　［同上］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一　同上］

二　当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［三　同上］

［3　同上］

（障害の状態等に関する届出）

第十七条　［同上］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［二　同上］

［3～5　同上］

（二級以上の障害の状態にある子等である旧職域加算遺族給付の受給権者等の届出）

第二十一条　［同上］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［二　同上］

［3～5　同上］

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　［同上］

［同上］

改正前施行規程第百五十七条第一項第四号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）	、当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

［同上］

（障害の状態等に関する届出）

第三十三条　［同上］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

［二　同上］

［3　同上］